別表第十二の一の項中「〇・〇〇〇〇九六」を「〇・〇〇〇〇九五」に、「〇・〇〇〇〇五六七」を「〇・〇〇〇〇七二」を「〇・〇〇〇〇七七」に、「〇・〇〇〇〇五三四」を「〇・〇〇〇〇五三九」に改め、同表の三の項中「〇・〇〇〇〇七五」を「〇・〇〇〇〇七一二」を「〇・〇〇〇〇七二四」に改める。

別表第十四の一の項中「〇・〇〇三二」を「〇・〇〇三五」に改め、同表の二の項中「〇・〇〇三二」を「〇・〇〇三五」に改める。

別表第十七の一の項中「〇・〇〇一五」を「〇・〇〇一六」に改め、同表の二の項中「〇・〇〇〇一六」を「〇・〇〇〇一七」に改め、同表の三の項中「〇・〇〇〇一八」を「〇・〇〇〇一九」に改め、同表の四の項中「〇・〇〇〇一八」を「〇・〇〇〇一九」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十一条第二号、第四十九条第一項第一号、第五十三条第一項第二号及び第五十八条第二号イの規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（規模並びに構造及び設備の基準）」に改め、同条第一号に次のただし書を加える。

ただし、高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあっては、その規模とすることができる。

第三十五条第一号に次のただし書を加える。

ただし、賃貸住宅の所在する都道府県が高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあっては、その規模とすることができる。

第四十七条中「法第五十三条第二号」を「法第五十三条第一項第二号」に改め、同条第一号に次のただし書を加える。

ただし、賃貸住宅の所在する都道府県が高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあっては、その規模とすることができる。

第六十一条第一号に次のただし書を加える。

ただし、高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあっては、その規模とすることができる。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十一号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令

国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年運輸省令第五号）の一部を次のように改正する。

「地方航空局長」を「総理府令で定める者」に、「観光庁長官」を「国土交通省令で定める者」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）を実施するため、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号の添付書類（8）、別記様式第二号の二から別記様式第三号の五まで、別記様式第五号、別記様式第六号の二、別記様式第七号から別記様式第七号の二の二まで、別記様式第七号の四から別記様式第七号の六まで及び別記様式第十二号の二の備考中「北海道知事（釧路）」を「北海道知事（オホーツク）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十三号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）の施行に伴い、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第五十九条の規定に基づき、船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条を第三十五条とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

（準用）

第三十四条　船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年運輸省令第一号）第五条から第十三条までの規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五十二条の五第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同令第五条第一項中「第七条及び第十四条」とあるのは「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（以下「船員育児・介護休業法施行規則」という。）第三十四条において準用する第七条」と、「法第三十一条第三項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第六十条第三項において準用する法第三十一条第三項」と、「法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の五第一項」と、同項及び同令第六条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「両立支援調停会議」と、同令第七条中「法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の五第一項」と、同令第九条第一項中「法第三十一条第五項の規定により読み替えて準用する法第二十条第一項」と、「という。）は、機会均等調停会議に出頭しなければならない。この場合において、当該出頭者」とあるのは「という。）」と、同条第三項中「当該出頭者（法第二十条第一項の規定による出頭を求められた者に限る。）」とあるのは「当該出頭者」と、同令第十条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同令第十一条中「第六条第一項及び第二項」とあるのは「船員育児・介護休業法施行規則第三十四条において準用する第六条第一項及び第二項」と、「第九条」とあるのは「船員育児・介護休業法施行規則第三十四条において準用する第九条」と、同令第十二条第一項中「法第三十一条第五項の規定により読み替えて準用する法第二十一条」とあるのは「育児・介護休業法第六十条第三項において準用する法第二十一条第三項において準用する法第二十一条」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。